

サービス利用料及び利用者負担

(1) 介護保険に係わる利用料(法定代理受領—1割負担の場合)2割の方・3割の方は割合に乗じます

①介護給付7—8時間利用(通所介護)の場合

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用自己負担額	655単位	773単位	896単位	1,018単位	1,142単位

②第1号通所介護事業の場合

要介護度	要支援1	要支援2
サービス利用自己負担額 (1ヵ月定額)	1,672単位	3,428単位

但し、ショートステイ利用時や月の途中の契約時他に際して日割り計算(事業対象者・要支援1は55単位、要支援2で113単位)となります。

③付加サービス利用自己負担額

	付加サービスの種類	利用者自己負担額
介護給付(通所介護)	入浴介助加算	40単位(1日)
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位(1日)
	送迎を行わない場合(家族送迎)	片道—47単位(減算)
総合事業	サービス提供体制強化加算Ⅱ	(要支援1) 72単位/月 (要支援2) 144単位/月

④介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヵ月の総単位数に5.9%を加算した分

[利用者負担算出方法] 総単位数×0.040=〇〇円(四捨五入)

〇〇×地域単位=△△円(1円未満切り捨て)

△△×0.9=□□円(1円未満切り捨て)⇒△△—□□=利用者負担額

特定処遇改善加算Ⅰ(要介護) 所定単位数の1.2%

特定処遇改善加算Ⅰ(総合事業) 所定単位数の1.2%

⑤H27年4月より、地域区分が適用になり6級地1単位10.27円で算定となります。

[利用者負担算出方法] 地域単位×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円—{〇〇円×0.9(1円未満切り捨て)}=利用者負担額

⑥その他(自費)

食事代(昼食・おやつ代として) 1食・・650円(食事をご用意した際に、請求させていただきます)

(2) その他

① 利用者負担金は、利用月の末締めにて翌月にご請求いたします。お支払は、現金でお預かりします。

② 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)